市報 むさしむらやま

平成23（2011）年 4/15

第873号

発行／東京都武蔵村山市
〒208－8501
武蔵村山市本町一丁目1番地の1
編集／企画財務部秘書広報課
☎ 042－565－1111㈹
FAX 042－563－0793
ホームページ http://www.city.musashimurayama.lg.jp/
メールアドレス m-murayama@city.musashimurayama.tokyo.jp

～安心と希望の持てる元気な武蔵村山へ～

# 平成23年度 予算のあらまし

## 総額 411億5,666万円

平成23年度予算は、2月25日に開会した市議会定例会で審議され、3月25日に可決されました。一般会計と特別会計を合わせた予算総額は、411億5、666万円で前年度に比べて6・1パーセントの増となっています。以下、新年度予算のあらましを紹介します。

## 予算編成の方針

市財政について、歳入の根幹をなす市税収入は、雇用情勢の厳しさに伴う個人市民税の大幅な減収が見込まれ、引き続き厳しい財政状況にあります。

このような中、平成23年度の予算については、今日の厳しい社会情勢の下にあっても、心から住んでよかったと思えるまちづくりを目指して、「人と人との絆を大切にした信頼の市政の推進」に取り組むことと し、歳入面では市税等の自主財源の積極的な確保に努めるとともに、歳出面では徹底した事務事業の見直しを進め、さらに意識改革を徹底し、各部が事後検証を基に創意工夫し、市民要望に沿った市民サービスの向上とその実現に向けた予算編成を行いました。

## 予算の規模と特徴

**▼一般会計は、対前年度比7・5パーセントの増**

**▼特別会計は、対前年度比3・7パーセントの増**

予算規模［別表① 会計別予算］は、一般会計と特別会計を合わせて411億5、666万円です。

一般会計予算は、266億5、216万4千円と、前年度比で18億5、380万3千円（7・5パーセント）の増となっています。

特別会計予算は、介護保険特別会計及び下水道事業特別会計が減少しましたが、国民健康保険事業特別会計ほか2特別会計が増加したことから、145億449万6千円と、前年度比5億1、480万5千円（3・7パーセント）の増となっています。

会計別では、国民健康保険事業特別会計が80億1、914万8千円（前年度比5・3パーセント増）、下水道事業特別会計が14億8、859万7千円（前年度比1・5パーセント減）、介護保険特別会計が33億6、533万3千円（前年度比6・1パーセント減）、都市核地区土地区画整理事業特別会計が8億580万6千円（前年度比67・6パーセント増）、後期高齢者医療特別会計が8億2、561万2千円（前年度比4・0パーセント増）となっています。

なお、老人保健特別会計は平成22年度末をもって廃止されました。

一般会計予算の歳入及び歳出（目的別・性質別）の内訳は別表②（2ページ）、本年度実施する主な事業は、別表④（3ページ）のとおりです。

### 別表① 会計別予算

| 会計名 | 平成23年度当初予算 | 平成22年度当初予算 | 比較 |
|---|---|---|---|
| 一般会計 | 266億5,216万4千円 | 247億9,836万1千円 | 18億5,380万3千円(7.5%) |
| 特別会計 | 145億449万6千円 | 139億8,969万1千円 | 5億1,480万5千円(3.7%) |
| 国民健康保険事業 | 80億1,914万8千円 | 76億1,801万6千円 | 4億113万2千円(5.3%) |
| 下水道事業 | 14億8,859万7千円 | 15億1,058万8千円 | △2,199万1千円(△1.5%) |
| 老人保健 | | 151万円 | 皆減 |
| 介護保険 | 33億6,533万3千円 | 35億8,502万9千円 | △2億1,969万6千円(△6.1%) |
| 都市核地区土地区画整理事業 | 8億580万6千円 | 4億8,074万2千円 | 3億2,506万4千円(67.6%) |
| 後期高齢者医療 | 8億2,561万2千円 | 7億9,380万6千円 | 3,180万6千円(4.0%) |
| 合計 | 411億5,666万円 | 387億8,805万2千円 | 23億6,860万8千円(6.1%) |

## 歳入 一般会計のあらまし

歳入の特徴としては、市税は法人市民税が6、992万2千円増加しましたが、個人市民税が3億474万4千円減少したことにより、前年度比1億9、772万4千円（1・9パーセント）減の99億5、306万8千円となっています。次に地方交付税は普通交付税の増により4億7、500万円（31・9パーセント）増の19億6、500万円となっています。国庫支出金は、小中学校校舎耐震補強事業補助金等が減少しましたが、生活保護費負担金及び子ども手当負担金等が増加したことにより前年度比5億2、643万9千円（11・9パーセント）増の49億5、920万6千円となっています。都支出金は子ども手当負担金、公立学校運動場芝生化事業補助金等の増加により前年度比5億7、520万1千円（16・8パーセント）増の40億137万5千円となっています。繰入金については、公共施設建設基金等の繰入が増加し、前年度比1億2、794万6千円（16・2パーセント）増の9億1、995万6千円となっています。市債については、第一中学校施設整備事業が1億5、210万円の増、臨時財政対策債が3億2、030万円の増で、市債全体としては3億5、370万円（23・2パーセント）増の18億7、900万円となっています。

◇ ◇ ◇ ◇

～予算のあらましは、3ページまで続きます～

本号の主な内容

平成23年度予算のあらまし……1～3
福祉の窓……4
市内循環バス（MMシャトル）ワンコイン運賃試行！……6
市の人事……7

武蔵村山市をつくるのは、あなたの一票

## 武蔵村山市議会議員選挙

**4月24日㈰午前7時～午後8時**

任期満了に伴う武蔵村山市議会議員選挙が4月17日㈰告示、4月24日㈰投票の日程で行われます。

市議会議員選挙は、武蔵村山市民の生活に密着した大切な選挙です。あなたの貴重な一票を市政に反映させるためにも必ず投票しましょう

**【投票所入場整理券】**

入場整理券は、選挙人名簿に登録されていて、市内に住んでいるかたに世帯ごと封書で、4月20日ごろまでに郵送します。封書の色は薄いピンク色です。世帯ごとに、一つの封筒に入っていますのでお早めにお確かめください。

投票の際には、本人の入場整理券をお持ちください。

**【市内転居されたかた】**

選挙人名簿に登録されているかたで4月1日以降に市内で住所を移した場合は、前住所地の属する投票区の投票所で投票してください。

なお、市内転居されたかたの投票所入場整理券は、前住所地に届いている場合がありますのでご確認ください。

**【期日前投票】**

仕事や旅行で投票日当日、投票所に行けないかたは期日前投票をご利用ください。

▼日時＝4月18日㈪～23日㈯午前8時30分から午後8時まで

▼場所＝中部地区会館（市役所内）402学習室

※4月20日㈬～22日㈮午前9時から午後8時まで「緑が丘出張所（緑が丘1460－1104号棟）」でも投票できます。

**【選挙公報】**

選挙公報は、4月20日㈬ごろ全戸に配布する予定です。

選挙公報が届かなかったかたは市選挙管理委員会へ申し出てください。

問い合わせは、選挙管理委員会事務局（☎市役所内線233）へ。

平成22年度明るい選挙啓発ポスターコンクール優秀賞 市立第四中学校1年 久保 郁さんの作品

## 別表②　一般会計予算（歳入・歳出）の内訳

### 歳入（入ってくるお金）の内訳

（　　）内は構成比

### 歳出（出ていくお金）の内訳

## 歳出

歳出予算の目的別の特徴としては、民生費が子ども手当支給経費及び生活保護費の増加等により、前年度比11億7、569万1千円（9・9パーセント）増の130億9、189万9千円となっています。衛生費は、小児肺炎球菌・ヒブワクチン・子宮頸がんワクチン予防接種助成事業等により、前年度比1億6、411万円（9・7パーセント）増の18億5、970万円となっています。土木費は、都市核地区土地区画整理事業特別会計繰出金の増加等により、前年度比1億9、827万2千円（11・3パーセント）増の19億5、498万6千円となっています。教育費は、小学校校庭芝生化整備事業及び第一中学校施設整備事業等により、前年度比3億315万4千円（8・5パーセント）増の38億5、674万7千円となっています。

性質別では、扶助費が子ども手当及び生活保護費等の増により、前年度比11億3、248万円（13・2パーセント）増の96億8、381万円、物件費が廃棄物資源分別事業委託等の増により、前年度比1億2、533万8千円（4・0パーセント）増の32億8、720万8千円、普通建設事業費が大南公園野球場夜間照明改修工事等により前年度比1億3、285万6千円（6・9パーセント）増の20億5、203万2千円となっています。

## 市税負担の状況

一般会計予算のうち、市税として収入が見込まれる額は、99億5、306万8千円です。この額を今年1月1日現在の住民基本台帳人口で割ると、市民1人当たりの負担額は14万1、240円となり、同様に歳出予算額を見ると、市民1人当たりの額は37万8、210円となり、負担額に対する還元額は約2・7倍となります（市民1人当たりの額はいずれも10円未満四捨五入）。

市税負担の状況は別表③のとおりです。

予算のあらましに関する問い合わせは、市役所財政課（☎内線362）へ。

## 別表③　市税負担の状況

| 税目 | | 予算額 | 市民1人当たり負担額 |
|---|---|---|---|
| 市民税 | | 38億8,250万2千円 | 5万5,090円 |
| | 個人 | 33億5,720万2千円 | 4万7,640円 |
| | 法人 | 5億2,530万円 | 7,450円 |
| 固定資産税 | | 46億4,434万4千円 | 6万5,910円 |
| 軽自動車税 | | 8,947万6千円 | 1,270円 |
| 市たばこ税 | | 4億8,234万9千円 | 6,850円 |
| 都市計画税 | | 8億5,439万3千円 | 1万2,120円 |
| 入湯税 | | 4千円 | 0円 |
| 合計 | | 99億5,306万8千円 | 14万1,240円 |

※市民1人当たり負担額は、10円未満四捨五入

## 市の予算 1,000円のつかいみち

市の予算が、どのようなところに、いくら使われているのか、一般会計予算の総額を1,000円に換算した目的別の支出金額です。

**商工費：4円**（商工業の発展や消費者のために）

**消防費：36円**（消防事務の委託や防災対策に）

**公債費：61円**（市の借金の返済に）

**総務費：109円**（電算システムの開発・運用、庁舎管理などに）

**民生費：491円**（子どもの保育、お年寄りや体の不自由なかたなどのために）

**予備費：1円**（急な支出に備えて）

**農業費：1円**（都市農業を発展させるために）

**議会費：9円**（議会の運営などに）

**衛生費：70円**（ごみ・し尿の収集や健康づくりのために）

**土木費：73円**（公園や道路の整備などに）

**教育費：145円**（小・中学校、図書館の運営や社会教育のために）

## 別表④　平成 23 年度の主な事業

### 市民が自ら考え行動するまちづくりのために

| 事業名 | 事業費 | 事業概要 |
|---|---|---|
| ◎地域コミュニティ活性化事業 | 16 万 7 千円 | 自治会をはじめとする地域の関係組織の連携を深めることにより、地域の活性化を推進します。 |
| ★市民協働推進事業 | 118 万円 | 市民のみなさまとの協働を推進します。 |

### 安心していきいきと暮らせるまちづくりのために

| 事業名 | 事業費 | 事業概要 |
|---|---|---|
| ◎防災情報管理システム整備事業 | 819 万円 | 市内の消防水利や避難場所・災害発生箇所等の台帳をデータで管理するための地図情報システムを整備します。 |
| ★防災行政無線子局設置事業 | 95 万千円 | 村山団地の建替えに伴い防災行政無線子局を設置します。 |
| ◎榎二丁目雨水対策事業 | 3,300 万円 | 新海道児童遊園内に雨水浸透施設を整備します。 |
| 常備消防費都委託事業 | 8 億 2,630 万 6 千円 | 東京都への常備消防事務の委託金です。 |
| ★消防ポンプ自動車購入事業 | 2,008 万 1 千円 | 第七分団普通消防ポンプ自動車を買い替えます。 |
| ★防護柵整備事業 | 1,300 万円 | 主要市道第 16 号線の防護柵を整備します。 |
| ◎横丁川転落防止柵整備事業 | 700 万円 | 横丁川に転落防止柵を整備します。 |
| ◎交通安全施設台帳等作成事業 | 2,198 万 9 千円 | 市内の街路灯や防犯灯、カーブミラー等の台帳をデータで管理するための地図情報システムを整備します。 |
| 民間交番運営事業 | 240 万 9 千円 | 市及び市民との協働による民間交番の円滑な運営及び維持管理を行います。 |
| 健康増進計画策定事業 | 312 万 3 千円 | 健康増進計画を策定します。 |
| 大南公園野球場夜間照明整備改修事業 | 8,270 万円 | 大南公園野球場夜間照明の改修を行います。 |
| 国民健康保険事業繰出金 | 8 億 7,174 万 3 千円 | 事業の円滑な運営を図るため、財源の一部を補てんします。 |
| 心身障害者（児）福祉手当支給事業 | 2 億 1,601 万 5 千円 | 心身障害者（児）のかたに都・市の制度である手当を支給します。 |
| 介護保険繰出金 | 6 億 7,510 万 3 千円 | 事業の円滑な運営を図るため、財源の一部を補てんします。 |
| 介護給付費・訓練等給付費・施設支援費事業 | 6 億 5,137 万 6 千円 | 自立支援給付(介護給付・訓練等給付・旧法施設支援)に対する経費を支給します。 |
| 後期高齢者医療繰出金 | 4 億 7,077 万 7 千円 | 事業の円滑な運営を図るため、財源の一部を補てんします。 |
| ◎高齢者見守り相談室運営事業 | 1,233 万 6 千円 | 高齢者見守り相談室を設置し、在宅高齢者の生活実態把握及び見守り等の高齢者支援を行います。 |
| ◎障害福祉計画策定事業 | 285 万円 | 障害福祉計画を策定します。 |
| ◎家庭的保育事業 | 292 万 4 千円 | 乳幼児の保育について知識及び経験を有するかたがその居宅等において保育する事業を行います。 |
| ◎学童クラブ運営事業 | 4,700 万円 | 第二学童クラブの改築及び第九小学校敷地内に学童クラブを新設します。また、第一小学校に学童クラブを新設する検討を行います。 |
| 児童扶養手当等支給事業 | 3 億 7,731 万 5 千円 | ひとり親家庭等で児童を養育している母親又は養育者のかたに手当を支給します。 |
| 子ども手当支給経費 | 18 億 5,294 万 8 千円 | 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童を養育しているかたに手当を支給します。 |
| 子どもの医療費助成事業 | 2 億 9,450 万 4 千円 | 乳幼児及び小学校 1 年生から中学校 3 年生までの児童・生徒を養育しているかたに医療費の 一部を助成します。 |
| 保育所運営委託事業 | 22 億 2,609 万 9 千円 | 民間保育所の運営についての委託料です。 |
| 民間保育所運営費補助事業 | 1 億 8,765 万 1 千円 | 民間保育所に対し、運営費の一部を補助する経費です。 |
| 保育園運営事業 | 1 億 9,919 万 3 千円 | 市立つみき保育園の運営経費です。 |
| 児童館運営事業 | 2 億 1,426 万 5 千円 | 児童館及び学童クラブの運営経費です。 |
| 生活保護援護事業 | 26 億 5,226 万 1 千円 | 生計を維持することが困難なかたの生活援護経費です。 |

### 誰もが自分らしく成長できるまちづくりのために

| 事業名 | 事業費 | 事業概要 |
|---|---|---|
| 男女共同参画推進事業 | 58 万 1 千円 | 男女平等・男女共同参画に関する施策を推進します。 |
| ◎教育振興基本計画（仮称）策定事業 | 81 万円 | 教育振興基本計画（仮称）を策定します。 |
| 中学校学校給食調理等業務委託事業 | 1 億 6,725 万円 | 中学校給食調理等業務（調理・配送・配膳業務）を民間委託します。 |
| ★学校校舎耐震補強事業 | 7,860 万円 | 九小の校舎耐震補強工事を行います。 |
| ★学校屋内運動場耐震補強事業 | 4,015 万円 | 八小・九小・雷塚小屋内運動場の耐震補強工事を行います。 |
| ★第一中学校施設整備事業 | 7 億 9,519 万 3 千円 | 校舎の改築工事、武道場の新築工事及び外構整備工事等を行います。 |
| ◎学校図書室冷房設備設置事業 | 1,800 万円 | 三小・七小・八小・一中の図書室に冷房設備を設置します。 |
| ★学校校舎内部改修事業 | 8,500 万円 | 七小校舎の便所改修工事、八小・三中校舎の便所改修工事に伴う実施設計を行います。 |
| ◎学校校舎普通教室冷房化推進事業 | 1,967 万 7 千円 | 小・中学校全校の普通教室の冷房化を推進します。 |
| 小・中学校校庭芝生化整備事業 | 2 億 7,925 万円 | 一小・三小・七小・一中・三中・四中・五中の校庭を芝生化します。 |
| ◎指導書購入事業 | 869 万 4 千円 | 平成 23・24 年度の教科書改訂に伴い、採択した教科書に対応した指導書を購入します。 |
| ★雷塚図書館・雷塚地区学習等供用施設耐震補強事業 | 3,240 万円 | 雷塚図書館・雷塚地区学習等供用施設の耐震補強工事を行います。 |
| 就学援助事業 | 1 億 1,220 万 7 千円 | 児童・生徒の保護者のかたに学用品費など義務教育で必要な費用を援助します。 |
| 小・中学校運営事業 | 1 億 9,315 万 6 千円 | 小・中学校の運営に必要な教材費などの経費です。 |

### 快適で暮らしやすいまちづくりのために

| 事業名 | 事業費 | 事業概要 |
|---|---|---|
| ◎★道路・街路等整備事業 | 2 億 3,402 万 7 千円 | 主要市道第 3・8・34 号線舗装打換工事、主要市道第 12 号線先行取得用地（土地開発公社所有）に対する利子補給、主要市道第 17 号線不動産鑑定委託等、一般市道 C 第 65 号線雨水対策工事等、一般市道 D 第 6 号線道路拡幅工事等を行います。 |
| ◎武蔵村山市多摩都市モノレール基金（仮称）設置事業 | 1,000 万円 | 多摩都市モノレールの市内延伸に伴う負担金等に必要な資金を確保するための基金を設置します。 |
| ◎地域公共交通検討事業 | 1,056 万 8 千円 | 市内循環バスルート及びコミュニティタクシー（仮称）について検討調査を行います。 |
| ◎武蔵村山市緑の基本計画改定事業 | 550 万円 | 武蔵村山市緑の基本計画を改定します。 |
| 下水道事業繰出金 | 4 億 417 万 7 千円 | 事業の円滑な運営を図るため、財源の一部を補てんします。 |
| 都市核地区土地区画整理事業繰出金 | 6 億 3,915 万 2 千円 | 事業の円滑な運営を図るため、財源の一部を補てんします。 |
| ◎武蔵村山市まちづくり基本方針改訂事業 | 300 万円 | 都市計画マスタープランである「武蔵村山市まちづくり基本方針」の一部改訂に係る調査を行います。 |
| 塵芥収集運搬事業 | 3 億 2,398 万 1 千円 | ごみ減量及び再資源化を図るため、分別方式での収集運搬を行います。 |
| 廃棄物資源分別事業 | 1 億 2,491 万 7 千円 | 資源の再利用及びごみの減量化を図るため、再利用できるごみ及び有害ごみを分別し、回収します。 |
| 新エネルギー利用機器等設置費助成事業 | 714 万 2 千円 | 新エネルギー利用機器等の設置に要した費用の一部を補助します。 |
| ◎認定農業者改善計画助成事業 | 100 万円 | 認定農業者が行う事業に対する補助を行います。 |
| 観光施策推進事業 | 486 万 8 千円 | まちウォッチング講座の実施による観光事業を担う人材の育成及び道の駅の設置場所・規模・運営方法等を検討します。 |
| 市民まつり推進事業 | 1,600 万円 | 市民との協働による村山デエダラまつりを実施します。 |

### 計画の推進に向けて

| 事業名 | 事業費 | 事業概要 |
|---|---|---|
| ★出張所施設改修事業 | 450 万 7 千円 | 市民の利便性の向上を図るため、生活福祉課の一部を緑が丘出張所へ移設することに伴い施設を改修します。 |
| 戸籍電算システム運用事業 | 1,193 万 8 千円 | 戸籍業務の電算化による市民サービスの向上と業務の効率化を図ります。 |
| ◎住民基本台帳システム改修事業 | 4,180 万 1 千円 | 住民基本台帳法の一部改正に伴うシステム改修を行います。 |
| コンビニ収納運用事業 | 1,029 万 9 千円 | 公金の納付方法の多様化を推進します。 |

◎新規事業及び新規施設建設事業

★充実事業及び既存施設改修事業など

# ふくしのまど 福祉の窓

## 平成23年度 第1回 介護予防 「健康太極拳教室」参加者募集

健康太極拳は、体調に合わせ、競わず楽しくできる手軽な運動として、経験がなくても参加できる介護予防のための教室です。参加ご希望のかたは、はがきでお申し込みください。

▼期間＝5月12日から9月15日までの原則毎週木曜日午後2時から4時まで（5月12日は説明会及び体力測定のため参加必須）

▼会場＝市民総合センター3階中会議室等

▼対象＝太極拳の経験がない65歳以上の市民のかたで、一人で教室に通うことができ、自分で体調管理ができるかた（高血圧で医療管理されていないかたや医師から運動を禁止されているかたは参加できません）。

▼内容＝基本的な太極拳を行います。

▼定員＝25人（応募者多数の場合は抽選を行います。補欠の決定もあります）

▼費用＝無料

※介護保険料を財源としている為、納付状況を確認させていただく場合があります。

▼申し込み＝はがきに記入例のとおりに記入の上、28日(木)（消印有効）までに郵送してください。すでに参加されたかたは申し込みできません。

問い合わせは、市民総合センター内高齢福祉課☎（590）1233へ。

【はがきの記入例】
左記のとおり、必要事項を記入して応募してください。1人1枚の応募です。

郵便はがき

表

| 50円切手 |
|---|
| 208－8502<br>武蔵村山市学園4－5－1<br>市民総合センター内<br>高齢福祉課<br>「健康太極拳教室」係 |

裏

| 項目 | 記入欄 |
|---|---|
| (フリガナ)<br>氏　名 | |
| 住　所 | 武蔵村山市 |
| 生年月日 | 年　月　日 |
| 電話番号<br>(必須) | －　－ |
| 参加動機 | |

## 〜平成23年4月分から〜 特別児童扶養手当・特別障害者手当等の手当額が変更されます

平成22年全国消費者物価指数の変動により、特別児童扶養手当及び特別障害者手当等の手当額が下記の表のとおり変更となります。

なお、振り込み時期の変更はありません。

【問い合わせ】

○特別児童扶養手当については、市役所子育て支援課（☎内線185）へ。

○特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当（経過措置分）については、市民総合センター内障害福祉課☎（590）1185へ。

表1　特別児童扶養手当

| 手当の名称 | 平成22年度まで（月額） | 平成23年度（4月分以降の月額） |
|---|---|---|
| 特別児童扶養手当（1級） | 50,750円 | 50,550円 |
| 特別児童扶養手当（2級） | 33,800円 | 33,670円 |

表2　特別障害者手当等

| 手当の名称 | 平成22年度まで（月額） | 平成23年度（4月分以降の月額） |
|---|---|---|
| 特別障害者手当 | 26,440円 | 26,340円 |
| 障害児福祉手当 | 14,380円 | 14,330円 |
| 福祉手当（経過措置分） | 14,380円 | 14,330円 |

表3　振込時期

| 回数 | 特別児童扶養手当（1・2級） | 特別障害者手当<br>障害児福祉手当<br>福祉手当（経過措置分） |
|---|---|---|
| 1回目 | 8月（4〜7月分） | 5月（2〜4月分） |
| 2回目 | 12月（8〜11月分） | 8月（5〜7月分） |
| 3回目 | 4月（12〜3月分） | 11月（8〜10月分） |
| 4回目 | | 2月（11〜1月分） |

## 65歳以上のかたへ 基本チェックリストを送ります

高齢福祉課では、介護保険法に基づく事業として65歳以上のかたに対し「基本チェックリスト」を4月末ごろにお送りします。この基本チェックリストの25項目の質問に回答し、返送していただくことで、現在の生活機能の状態を確認することができます。

生活機能とは、基本的な運動能力や社会生活の能力、さらには栄養状態や口腔機能、外出状況などから判断される、「ひとが生きていくための機能全般」を示すものです。

こうした機能は、高齢期になっても、介護予防を行いその機能を使うことによって維持・向上させることができることが分かってきています。

返送していただいた結果を高齢福祉課で確認し、生活機能の低下が認められ介護予防が必要なかたにはお知らせしますので、期日までの返送にご協力くださるようお願いします。

ただし65歳以上のかたであっても、介護保険の要介護認定を受けているかたには基本チェックリストはお送りしません。

問い合わせは、市民総合センター内高齢福祉課☎（590）1233へ。

## さあ始めよう！生ごみダイエット 生ごみ処理機器購入補助制度

市では、家庭用及び業務用生ごみ処理機器を使って生ごみを減量していただけるかたのために、購入費の一部補助を行っています。この制度を利用して、生ごみの減量にご協力をお願いします。

▼補助対象者＝

①市内に住所のあるかた

②市内に事務所又は事業所のあるかた

③市内に集合住宅等の建設又は管理をしているかた

▼対象機器＝

①微生物により生ごみを分解処理する機器

②生ごみを乾燥させて減量する機器

※ディスポーザー機能付き機器など対象にならないものもあります。事前にご相談ください。

▼補助額＝

①1日当たりの処理能力が10キログラム以上の事業用生ごみ処理機器は、購入金額の2分の1（30万円を限度）

②1日当たりの処理能力10キログラム未満の家庭用生ごみ処理機器は、購入金額の2分の1（4万円を限度）

※購入金額には、消費税を含みません。

▼補助台数＝一世帯同一年度内に電動式のものは1台のみ、電動式以外のものは年度内補助額4万円を限度に2台まで

▼申請に必要なもの＝

①購入時の領収書（レシート不可）

②購入機種の分かるパンフレット、取扱説明書等

③印鑑（スタンプ印不可）

④口座番号の分かるもの（ゆうちょ銀行以外）

※申請は、機器を購入した日から60日以内にお願いします。

※環境課（市役所2階）で申請してください。

問い合わせは、市役所環境課（☎内線292〜294）へ。

## 資源回収団体に奨励金を交付

廃棄物の発生を抑え、資源の再利用を推進するため、市では、資源物（新聞紙、アルミ缶等）を回収した団体（事前登録）に、奨励金を交付しています。

▼対象団体＝市内の自治会・PTA・子供会等地域住民で組織しているおおむね20人以上又は20世帯以上で構成されている営利を目的としない団体であって、団体に加入する地域住民の名簿その他の対象団体であることが明らかとなる書類に記載のある世帯から出た資源物を回収業者に引き渡した量に対して奨励金を交付するものです。あらかじめ申請を受けようとするまでに市に登録が必要です。登録は毎年度随時行います。

※前年度登録団体については、すでに登録申込書をお送りしています。新規登録団体については、環境課（市役所2階）で、登録してください。

▼対象資源物＝①紙類②鉄類③アルミ類④びん類⑤布類⑥ペットボトル⑦廃食用油

※ごみ集積所に出された資源物及び事業所から出る資源物は、対象資源物ではありません。

▼奨励金＝1キログラム（油は1リットル）当たり7円

問い合わせは、市役所環境課（☎内線292〜294）へ。

# 国民健康保険

## 国民健康保険税の平成23年4月以降の年金からの特別徴収について

すでに年金からの特別徴収となっているかたの国民健康保険税については、引き続き、平成23年４月・６月・８月の年金から、平成23年２月の特別徴収額と同額が年金支給月に引き落としされます。

なお、平成23年４月以降の金額については、平成22年７月にお届けした「平成22年度国民健康保険税納税通知書」に記載されていますので、ご確認ください。

また、国民健康保険税を年金から納めていただく世帯主のかたは、①から③のすべてに当てはまるかたとなります。

①世帯主が国民健康保険の被保険者となっている場合

②世帯の国民健康保険の被保険者のかた全員が65歳以上75歳未満である場合

③年金の支給額が18万円以上で、介護保険料と国民健康保険税の合計が年金支給額の２分の１を超えない場合。

問い合わせは、市役所保険年金課（☎内線１３７）へ。

## 介護保険料、国民健康保険税及び市・都民税の公的年金からの特別徴収について

現在、公的年金から介護保険料、国民健康保険税及び市・都民税が特別徴収（天引き）されているかたは、引き続き平成23年度分として４・６・８月の年金から引き落としされます。

なお、平成23年４月以降に引き落とす額は、平成23年２月に公的年金から天引きされた金額と同額です（それぞれの平成22年度の納入通知書等にも記載してありますのでご確認ください）。

市外へ転出された場合や、公的年金の所得に係る税額に変更があった場合は、引き落としが行われないことがあります。

また、65歳になられたばかりのかた、転入されたかたは特別徴収するまでに時間がかかることがあります。

【問い合わせ】

○介護保険料については、市民総合センター内高齢福祉課☎（５９０）１２３３へ。

○国民健康保険税については、市役所保険年金課（☎内線１３７）へ。

○市・都民税については、市役所課税課（☎内線１２３）へ。

## 除籍及び改製原戸籍の電算化について

市では、市民サービスの向上と業務の効率化の推進を図るため、現在戸籍の電算化を実施していますが、このたび、除籍及び改製原戸籍においても、電算化を行いましたのでお知らせします。

※「除籍」とは、在籍されるかたがいなくなった戸籍のことをいいます。また、「改製原戸籍」とは、法改正や電算化により書き換えた元の戸籍のことをいいます。

▼変更点＝①証明書のサイズがＡ３サイズからＡ４サイズに変わります②公印が朱色から電子印（黒色）に変わります③証明書の用紙が改ざん防止用紙に変わります。

問い合わせは、市役所市民課（☎内線１４３）へ。

## 加入するときや、やめるときの届出は必ず14日以内に

国民健康保険に加入しているかたは、転出入や家族構成が変わったときなど、必ず届出が必要です。別表のような場合は、必ず14日以内に市役所市民課又は緑が丘出張所で手続きしてください。

問い合わせは、市役所保険年金課（☎内線１３３）へ。

国民健康保険　届出が必要な場合

| | こんなときは？ | 届出に必要なもの |
|---|---|---|
| 国保に入るとき | 他の市町村から転入してきたとき | 印鑑・他の市町村からの転出証明書 |
| | 職場の健康保険をやめたとき | 印鑑・職場の健康保険をやめた証明書 |
| | 職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき | 印鑑・被扶養者からはずれた証明書 |
| | 子どもが生まれたとき | 印鑑・母子健康手帳又は出生証明書 |
| | 生活保護を受けなくなったとき | 印鑑・生活保護廃止決定通知書 |
| | 外国人が加入するとき　※１ | 外国人登録証明書 |
| 国保をやめるとき | 他の市区町村へ転出するとき | 印鑑・国保の保険証 |
| | 職場の健康保険に入ったとき | 印鑑・職場の保険証・国保の保険証 |
| | 職場の健康保険の被扶養者になったとき　※２ | 印鑑・職場の保険証・国保の保険証 |
| | 国保の被保険者が亡くなったとき | 印鑑・国保の保険証・死亡を証明するもの |
| | 生活保護を受けるようになったとき | 印鑑・生活保護開始決定通知書・国保の保険証 |
| | 外国人がやめるとき | 外国人登録証明書・国保の保険証 |
| その他 | 市内で住所が変わったとき | 印鑑・国保の保険証 |
| | 世帯主や氏名が変わったとき | 印鑑・国保の保険証 |
| | 世帯を分けたり、一緒にしたとき | 印鑑・国保の保険証 |
| | 就学のため、別に住所を定めるとき | 印鑑・国保の保険証・在学証明書 |
| | 保険証をなくしたとき（汚れて使えなくなったとき） | 印鑑・本人であることを証明するもの（運転免許証・パスポート等顔写真付きのもの） |

国保の保険証を窓口で交付するには、本人であることを証明するもの（運転免許証・パスポート・住基カードなど公的機関が発行している顔写真付きのもの）が必要です。

※１　外国人で国民健康保険に加入できるかた
外国人登録を行っているかたで、在留期間が１年以上又は１年以上日本に滞在することが認められるかた

※２　職場の健康保険の被扶養者になれる場合
年間収入額が１３０万円未満（６０歳以上又は障害者の場合は１８０万円未満）のかたは、親族等の健康保険の被扶養者となれる場合があります。詳しくは、職場にお問い合わせください。

## 消費生活相談をご利用ください

### 困ったときは、まず相談

もしも困ったことがあったら、１人で悩まず消費生活相談にご相談ください。

消費生活相談は、毎週月・水・金曜日、市役所１階市政情報コーナー内で午前９時30分から午後４時まで（原則として月曜日が国民の休日に当たる場合はその翌日、昼休みを除く）受付しています。

商品の契約をしたけれど、はじめの話と違うので契約をやめたい、購入先に納得いく対応をしてもらえない、クーリング・オフの方法を知りたいなど、消費生活全般の相談を専門の資格を持った相談員が、無料でお受けしますので、ぜひご利用ください。

問い合わせは、市役所消費生活相談（☎内線108）又は秘書広報課（☎内線314）へ。

### 最近の相談事例から

【相談】昨日、自宅に業者から電話があり、１万円の冷凍カニを勧められ申し込んでしまいました。後で考えたら値段も高く断りたいのですが、クーリング・オフはできますか。

【回答】これまで訪問販売や電話勧誘で生鮮食品を購入した場合、クーリング・オフ（無条件契約解除）ができませんでした。しかし、特定商取引法が改正され平成21年12月1日以降の契約から、「指定商品・指定役務」が廃止されて、原則として「すべての商品・役務」が対象となり、クーリング・オフすることができるようになりました。事例の相談者にはクーリング・オフするよう助言しました。

★アドバイス

・自動車、葬儀、電気、都市ガス、3千円未満の現金取引などはクーリング・オフができません。

・カニなどの生鮮食品を電話勧誘で購入する場合、現物を見ないで購入することになるので、トラブルが発生する恐れがあります。十分に注意してください。

【相談】3日前、家に業者が突然訪ねてきて、太陽光システムの契約をしてしまった。電気代も安くなり余った電力は買い取りしてくれると説明を受けたが、冷静に考えると高額な設備費用もかかる。解約したい。

【回答】訪問販売に当たるので契約日から8日間はクーリングオフが可能です。太陽光発電の勧誘は、電気代が0になる、補助金が出る等、メリットばかり強調したものが多いのですが、契約金額も高額でもし契約するなら、本当に自分の家庭にとって特になるのか・・等、慎重に検討しましょう。もし、クーリングオフ通知の出し方が分からなければ、すぐに相談してください。

# 市内循環バス（MMシャトル）ワンコイン運賃試行！

5月1日(日)から、市内循環バスの運賃をワンコイン（100円均一運賃）で試行的に運行します。多くの皆様がご利用しやすくなるよう、複雑だった運賃体系を、距離に関係なく1乗車100円とします。通勤、通学や買物などで市内循環バス以外の交通手段でお出かけされていたかたも、100円でお気軽にご乗車になれますので、この機会にぜひご利用ください。

▼試行期間＝5月1日(日)から平成24年3月31日(土)まで

▼対象＝市内循環バス全ルート、全時間帯

※利用案内については、4月1日号又は市ホームページをご覧になるか、5月1日号に再度掲載する予定です。

路線図や時刻表は市ホームページ又は市役所市政情報コーナー、緑が丘出張所及び情報館などに備えてあるパンフレットでご確認ください。

【問い合わせ】

○ワンコイン試行の主旨については、市役所都市計画課（☎内線273）へ。

○運行については、立川バス(株)瑞穂営業所☎（557）5771へ。

# 水道工事に伴う市内循環バス西循環ルートのコース変更について

伊奈平四丁目29番地先から伊奈平六丁目67番地先までの区間において、東京都水道局により、水道管の取替工事が実施されます。これに伴い、4月18日(月)から、おおむね4か月間、市内循環バスの西循環ルートについては、迂回コース（上図参照）で運行します。

迂回コースでの運行となるため、遅れが生じる場合があります。ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承の上、ご利用ください。

また、迂回コース上の立川バスのバス停（村山ハイツ、伊奈海道南、伊奈平公園）には停車しませんのでご注意ください。

問い合わせは、市役所都市計画課（☎内線273）、工事については、東京水道サービス株式会社☎（548）5300へ。

## 市内循環バスの運行などを検討する「地域公共交通会議」の委員を募集します！

地域公共交通会議とは…

従来の「市内循環バス検討協議会」にかわり、市内循環バスをはじめ、市内公共交通の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するための会議です。

市が事務局となり、バス事業者、住民や旅客の代表者、関東運輸局職員、学識経験者などで構成されます。

地域公共交通会議における住民の代表者として、市民の皆様の中から、次のとおり委員を募集します。市内の公共交通のあり方を検討する上で、市民の皆様のご意見が必要となりますので、ぜひご応募ください。

▼募集人員＝4人（市内を4地域に区切り、各地域から1人ずつ選出）

▼応募資格＝次のすべての要件を満たすかた

①市内に住所を有する満20歳以上（応募日現在）のかた

②市内循環バス及び市内の公共交通に関心のあるかた

③平日の昼間に開催する会議等に出席できるかた

④応募日以前1年間において、本市の委員会等の公募委員となっていないかた（市内循環バス検討協議会の委員は除く）

▼任期＝委嘱の日から2年間

▼委員謝礼＝会議1回につき3,000円

▼応募期限＝5月9日(月)

▼応募方法＝所定の応募用紙に必要事項を記入の上、小論文を添付して、市役所都市計画課に、直接持参又は郵送、電子メールでご応募ください。

なお、小論文のテーマは、「市内循環バスと市内の公共交通のあり方」で、400字程度（様式自由）とします。

応募用紙は、市役所都市計画課、市政情報コーナー、情報館「えのき」、緑が丘出張所、各地区会館で配布します。また、市ホームページからダウンロードもできます。

▼選考＝審査基準に基づき応募書類を審査し、5月下旬頃応募者本人に結果を通知します。なお、応募書類は返却しません。

問い合わせは、市役所都市計画課（☎内線273）へ。

## 春の交通安全運転者講習会

交通安全意識の高揚を図るため、また、交通事故減少に向けて、「春の交通安全運転者講習会」を開催します。

平成22年中の市内の交通人身事故の発生件数は413件で、前年に比べ46件減少していますが、依然として自転車と高齢者による交通事故が高い割合を示しています。

交通事故に遭うと、被害者や加害者はもとより、その家族も悲惨な状況になりかねません。

ほんの少し気をつければ防げた事故や、ルールを守れば防げたと思われる事故などが増加しています。自分の運転や、交通安全の意識を見直す機会として参加してみませんか。

今回は、東京電力(株)による計画停電の影響で、広範囲に停電が実施されています。それに伴い、市では、通常4回開催している春の交通安全運転者講習会を1回のみの開催とさせていただきますので、ご理解のほど、よろしくお願いします。

▼日時＝4月26日(火)午後7時

▼場所＝中部地区会館（市役所内）401大集会室

▼持ち物＝講習者カード

問い合わせは、東大和地区交通安全協会事務局☎（565）6161又は市役所防災安全課（☎内線332）へ。

今回の計画停電に伴い、信号機が点灯しない交差点の一部では、交通安全協会の会員のかたがたが歩行者の誘導を行っています。

## 地価公示価格の閲覧

国土交通省から平成23年1月1日現在の地価公示価格が発表されました。

都内（都市計画区域内）の公示価格が、市役所都市計画課、市政情報コーナー、緑が丘出張所及び雷塚図書館でご覧になれます。

また、国土交通省のホームページ（http://tochi.mlit.go.jp/）でもご覧になれます。

問い合わせは、市役所都市計画課（☎内線275）又は、東京都財務局財産運用部評価測量課☎03（5388）2736へ。

## 地域コミュニティ活性化に向けて ご近所力UP（15）

# 地域コミュニティ活性化検討協議会が中間報告書を提出

災害や犯罪から地域を守り、安全・安心で魅力的なまちにするためには、地域住民同士の信頼関係や共同意識を生み出し、地域力を強化することが大切です。

ところが、少子高齢化、生活の多様化などにより、近年では自治会の加入率が低迷し、地域力の低下が心配な状態にあるため、自治会の区域を越えた地域住民の団結が求められています。

そこで、昨年10月から、市民を中心として構成された地域コミュニティ活性化検討協議会で、今後の地域コミュニティのあり方を検討してきました。

3月28日に本協議会会長和田清美氏、副会長田代章雄氏から中間報告書が提出され、地域コミュニティを活性化させていくための方策が提案されました。

なお、この中間報告書は、市役所市政情報コーナー、緑が丘出張所、各図書館等及び市ホームページでご覧いただけます。

問い合わせは、市役所地域振興課（☎内線222）へ。

# 平成23年度 セーフティ教室＆小・中学校道徳授業地区公開講座

## セーフティ教室

子供たちを非行や犯罪から守るため、市内の各学校でセーフティ教室を開催します。

セーフティ教室では、警察官を講師として、児童・生徒が直接犯罪から身を守る方法や薬物乱用の危険について学びます。

また、学校・警察・地域関係者・保護者が子供たちを犯罪から守るための取り組みについて意見交換を行います。

## 小・中学校道徳授業地区公開講座

家庭、学校、地域社会が連携して子供たちの豊かな心をはぐくむとともに、小・中学校が行う道徳教育の充実を目的として、道徳授業地区公開講座を開催します。

それぞれ、別表の日程で行いますので、地域にお住まいのかたもぜひご参加ください。

問い合わせは、教育委員会教育指導課（☎市役所内線434）へ。

表　小・中学校道徳授業地区公開講座日程

| 学校名 | セーフティ教室日程 | 小・中学校道徳授業地区公開講座日程 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| 第一小学校 | 6月11日（土） | 10月29日（土） | 561-1751 |
| 第二小学校 | 6月27日（月） | 平成24年　1月21日（土） | 560-1752 |
| 第三小学校 | 5月10日（火） | 6月25日（土） | 561-1753 |
| 第七小学校 | 6月11日（土） | 10月28日（金） | 564-1286 |
| 第八小学校 | 6月25日（土） | 9月17日（土） | 560-7151 |
| 第九小学校 | 5月　6日（金） | 10月28日（金） | 564-1359 |
| 第十小学校 | 6月　3日（金） | 6月　4日（土） | 560-1710 |
| 雷塚小学校 | 6月　6日（月） | 10月29日（土） | 561-1775 |
| 村山学園（第四小学校・第二中学校） | 6月　4日（土） | 11月　5日（土） | 561-1762 |
| 第一中学校 | 5月　2日（月） | 6月25日（土） | 560-1761 |
| 第三中学校 | 6月24日（金） | 7月16日（土） | 564-3001 |
| 第四中学校 | 6月21日（火） | 9月10日（土） | 564-4341 |
| 第五中学校 | 6月14日（火） | 平成24年　1月13日（金） | 560-3155 |

## 緑が丘ふれあいセンター 男女共同参画センター（ゆーあい）

申し込み・問い合わせは、緑が丘ふれあいセンターへ。［第1月曜日は、休館日］
☎（590）0755
ホームページ（http://www1.yel.m-net.ne.jp/m-fureai/）

### ゆーあい講座

**あなたの元気をつくる快眠講座**
**～アロマセラピー＆リフレクソロジーを暮らしに取り入れて～**

「不眠」はストレスなど様々な原因から起こり、悩む人も少なくありません。

不眠の原因や眠りのしくみ等、睡眠に対する知識を学ぶとともに、アロマやハンドマッサージ、リフレクソロジーなどのリラックス法を実践します。

【2回連続講座】
▼日時＝①5月14日(土)②21日(土)午前10時～正午
▼内容＝
①快眠のメカニズム、アロマの使い方とおやすみ前のアロマルームスプレーとマッサージオイル作成、簡単アロマセルフレッスン
②ハンドマッサージ用ジェルクリーム作成、手浴、アロマハンドトリートメントの実習など
▼対象＝どなたでも
▼定員＝20人
▼講師＝植木綾子氏（英国IFPA認定アロマセラピスト／英国IIR認定インガム・メソッドリフレクソロジスト）
▼受講料＝2，000円
▼持ち物＝バスタオル一枚、足裏が出るウェア着用
▼保育＝あり（要予約）

## さくらホールの催し（市民会館）

今、柳家三三がおもしろい！柳家三三プレゼンツ
**さくら亭寄席 vol.2「夏の会」**

**7月3日（日）小ホール　午後2時30分開演（2時開場）**
**全席自由2,000円　学生割引1,000円（小学生～高校生）**
***4月17日（日）前売り開始！***（当日券500円UP）
**寄席芸のスゴ技、紙切りを間近に！**
※未就学児童のご入場はご遠慮下さい。
※割引チケットをご利用の場合は当日学生証等年齢証明書類をご提示ください。
出演：柳家三三（落語）/ ゲスト：三代目　林家正楽（紙切り）他
主催：武蔵村山市民会館 / 共催：武蔵村山市教育委員会

入場券のお求めは
さくらホール事務室☎565-0226（午前9時から）/ 情報館「えのき」（イオンモールむさし村山ミュー内）☎505-8544（午前10時から）/ 村山温泉かたくりの湯☎520-1026（午前10時から）/ 石井米店☎561-3940/ Fマートいしはら☎561-3961/ まるきや☎560-1533 / 森田園☎562-1188/ 中野カメラ☎563-4639/ イープラス（http://eplus.jp/　PC・携帯共通）24時間受付 / ローソンチケット☎0570-084-003（Lコード38230）24時間受付、☎0570-000-40724（オペレーター予約 午前10時から午後8時まで）

## 官公署だより

**◆公開講座「ニコニコ宅建公開講座」（都立砂川高等学校）**
▼内容＝宅建試験に必要な法律の学習、演習等
▼日時＝6月26日～8月7日、日曜日午後1時30分（全7回、毎回2～3時間）
▼受講料＝2千円（全7回）
▼定員＝40人
▼申し込み＝6月7日(火)（必着）までに住所・氏名・電話番号・年齢を記入し、往復はがきで〒190－8583立川市泉町935番4へ 問 ☎（537）4611

**歴史民俗資料館年中行事展**
**端午（たんご）の節供（せっく）**
**4月23日(土)～5月15日(日)**
（期間中の休館日は5月2日(月)です）

端午の節供の時期に合わせ、収蔵品の中から五月人形などを展示します。ぜひお立ち寄りください。
問い合わせは、歴史民俗資料館☎（560）6620へ。

## 市の人事

課長職以上。〈〉内は旧職名

**◆昇任・昇格（4月1日付）**
▽企画財務部財政担当部長、企画財務部財政課長事務取扱〈企画財務部財政課長〉下田光男▽総務部付担当参事、社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会研修派遣〈健康福祉部地域福祉課長〉比留間英世▽健康福祉部高齢・障害担当部長〈企画財務部課税課長〉荻野久志▽教育委員会教育部生涯学習スポーツ担当部長、教育委員会教育部生涯学習スポーツ課長事務取扱〈企画財務部秘書広報課長〉小川和男▽企画財務部財政課検査管財担当課長〈教育委員会教育部生涯学習スポーツ課主査〉福井勇▽企画財務部課税課長〈企画財務部課税課主査〉藤本昭彦▽市民生活部市民課出張所担当課長〈健康福祉部高齢福祉課主査〉諸星裕▽健康福祉部高齢福祉課長〈健康福祉部障害福祉課主査〉島田拓▽健康福祉部健康推進課長〈議会事務局主査〉井上悟▽議会事務局次長〈議会事務局主査〉松下君江▽監査事務局長〈選挙管理委員会事務局主査〉高野典

**◆異動（4月1日付）**
▽企画財務部課税・収納担当部長〈企画財務部課税・収納担当部長、企画財務部収納課長事務取扱〉内野恵司郎▽健康福祉部長〈健康福祉部高齢・障害担当部長〉小峯邦明▽都市整備部長（東京都派遣職員）小田中光▽教育委員会教育部学校教育担当部長、教育委員会教育部教育政策課長事務取扱〈教育委員会教育部教育政策担当部長〉川上智▽企画財務部秘書広報課長〈健康福祉部子育て支援課長〉小林真▽企画財務部収納課長〈教育委員会教育部教育総務課長〉荒井一浩▽総務部総務契約課長〈議会事務局次長〉高尾典之▽市民生活部地域振興課長・併農業委員会事務局長〈企画財務部財政課検査管財担当課長〉峯尾正彦▽健康福祉部地域福祉課長〈総務部総務契約課長〉石川浩喜▽健康福祉部子育て支援課長〈市民生活部地域振興課長・併農業委員会事務局長〉川島一利▽都市整備部道路公園課長〈健康福祉部高齢福祉課長〉神子武己▽教育委員会教育部教育総務課長〈教育委員会教育部教育政策担当主幹〉中野育三▽教育委員会教育部教育指導課長（東京都派遣職員）小寺康裕▽教育委員会教育部生涯学習スポーツ課国体スポーツ担当課長〈教育委員会教育部生涯学習スポーツ課長〉鈴木浩

**◆再任用（4月1日付）**
宮崎文永〈会計管理者、会計課長事務取扱〉

**◆東京都へ帰任（3月31日付）**
▽市川公映〈都市整備部長〉
▽大橋明〈教育委員会教育部学校教育担当部長、教育委員会教育部教育指導課長事務取扱〉

**◆退職（3月31日付）**
▽池亀武夫〈健康福祉部長〉
▽宮崎文永〈会計管理者、会計課長事務取扱〉▽長澤忠男〈市民生活部市民課出張所担当課長〉▽荻野信一〈健康福祉部健康推進課長〉▽田中博美〈都市整備部道路公園課長〉
▽櫻井一成〈監査事務局長〉

## 学校長等人事

4月1日付。〈〉内は旧職名

《小学校》
▽市立第二小学校長〈市立雷塚小学校長〉池谷光二▽市立雷塚小学校長〈小平市立小平第五小学校副校長〉村下俊文▽市立第三小学校副校長〈練馬区立大泉小学校副校長〉石井松男

《中学校》
▽市立第四中学校長〈市立小中一貫校村山学園副校長〉尾崎光治▽市立小中一貫校村山学園副校長〈市立第四中学校主幹教諭〉関屋裕之

## 市民の皆さま

# 義援金、救援物資のご協力ありがとうございます

去る３月１１日、１２日にかけて発生した東北地方太平洋沖地震及び姉妹都市栄村のある長野県北部地震により多くのかたが被害にあわれました。市では、被災者を支援するため市内公共施設（９か所）に募金箱を設置したほか、職員、中学生ボランティアによる街頭募金活動を行うとともに、救援物資の受付を行ったところ、個人、市民団体、事業所から温かいお気持ちをお寄せいただきました。皆さまのご支援に感謝申し上げますとともに、引き続きご協力をお願いいたします。 なお、街頭募金をする際、快く店頭をお貸しいただいた各店舗の皆さん、ありがとうございました。

続々と集まった救援物資

小さな協力

笑顔で協力

募金を呼びかける中学生

市民団体からもご協力いただきました

義援金お待ちしています（4月30日まで）

中学生を応援する市長

## 東北地方太平洋沖地震の被災地等に対する寄附について

### 確定申告で寄附控除の対象になります

個人のかたが地方公共団体や日本赤十字社、中央共同募金会等に義援金等を寄附した場合には、その義援金等が「特定寄附金」に該当するものであれば所得税及び市・都民税の寄附金控除の対象となります。

来年、確定申告する際、確定申告書に寄附金控除に関する事項を記載するとともに、義援金等を寄附したことが確認できる書類（例えば、地方公共団体の採納証明書、領収書、募金団体が発行する預り証など）を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要がありますので、預り証等を忘れずに保管しておいてください。

「特定寄附金」には、例えば、次に掲げる義援金等が該当します。

①国又は地方公共団体に対して直接寄附した義援金等

②日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金、新聞・放送等の報道機関に対して直接寄附した義援金等で最終的に国又は地方公共団体に拠出されるもの

③社会福祉法人中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための義援金」として直接寄附した義援金等

④社会福祉法人中央共同募金会の「地震災害におけるボランティア・ＮＰＯ活動支援のための募金」として直接寄附した義援金等

⑤①から④以外の義援金等のうち、寄附した義援金等が、募金団体を通じて、最終的に国又は地方公共団体に拠出されることが明らかであるもの

寄附金控除の対象や控除金額は、所得税と市・都民税で違います。国税庁や武蔵村山市のホームページ等でもご確認できます。

問い合わせは、市役所課税課（☎内線１２３）へ。

## 地震が起きたらどうする？

### 事前に家族で相談を！

先月、東北地方をはじめとする広い地域で巨大地震が発生し、都内では電車などの公共交通機関が停止しました。

それに伴い、多くの帰宅困難者が発生するとともに電話も非常に繋がりにくい状態が続いたため、家族と連絡が取れないかたが大勢いました。

伝言を登録したり、離れた場所から伝言の再生ができるＮＴＴ東日本の災害用伝言ダイヤル「１７１」を使うなど、家族が離ればなれになった場合の安否確認方法・集合場所を決めておくことが大切です。また、避難場所の確認や隣近所との協力体制を話し合っておきましょう。

問い合わせは、北多摩西部消防署☎（５６５）０１１９へ。

## 見守り放送の自粛について

計画停電等の状況から見守り放送を自粛しています。

地域の皆様は引き続き、下校時の子供たちの見守りをお願いします。

## 災害時等に、市からの情報を受け取れる 武蔵村山市 情報提供サービス をご利用ください。

安心、安全のための犯罪、災害情報や、楽しいイベント情報などを配信しています。多くの皆様のご登録をお待ちしています。

問い合わせは、市役所秘書広報課（☎内線３１５）へ。

**新規登録の方法**

「musashi@req.jp」へメールを送信してください。件名、本文は空欄のままで結構です。返信メールが届きましたら、その内容に従って操作してください。

**※携帯電話からは、こちらのＱＲコードからも登録できます→**

## 4月21日（木）から窓口時間の延長を再開

**《市役所本庁舎　毎週木曜日は午後７時まで》**

東京電力による計画停電のため、毎週木曜日の窓口時間の延長を休止していましたが、４月２１日（木）から再開します。

延長している窓口・取扱業務は、課税課・収納課・市民課・保険年金課・子育て支援課の一部です。

問い合わせは、市役所企画政策課（☎内線３７５）へ。

## 地区会館・公民館の使用について

この度の東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、東京電力の計画停電期間中ですが、通常通り夜間についても利用できます。

ただし、午後6時20分から10時の計画停電が実施された施設については、利用できません。

なお、引き続き節電にご協力をお願いします。

問い合わせは、教育委員会生涯学習スポーツ課（☎市役所内線６５２）へ。